

尾去沢銅山事件（三・完）

菅原 彬州

はじめに

- 1 尾去沢銅山
 - 2 村井茂兵衛
 - 3 献納金調達のための外債問題
 - 4 旧盛岡藩のオールト商会関係外債の処理
 - 5 村井茂兵衛の債務
 - 6 井上馨と岡田平蔵（以上、本誌129巻3・4号）
 - 7 司法省の調査
 - 8 北代正臣・小野義真の喚問
 - 9 井上馨の喚問
 - 10 川井清蔵の口供
 - 11 川村選の口供（以上、本誌129巻5号）
 - 12 判 決
 - 13 大蔵省よりの追徴金を村井茂兵衛へ還付
 - 14 尾去沢銅山附属品買上一件の結末
- おわりに（以上、本号）

12 判 決

1875（明治8）年10月30日、司法卿大木喬任は太政大臣三条実美へ、以下の通りの伺を上申した¹¹¹⁾。

111) 「北代内務少丞外三名大蔵省出仕判理局担任中盛岡藩負債取調ノ際村井茂兵

内務少丞北代正臣外三名適律上申

内務少丞北代正臣外三名犯罪ニ付別紙適律及上申候間至急仰御指揮候也

明治八年十月三十日

司法卿大木喬任

三条太政大臣 殿

この伺の別紙は太政官三職に供せられ、11月8日に「上請之通」となった。その適律案は次のようなものであった。

大蔵省六等出仕判理局担任中旧藩ニ外国負債取調ノ際村井茂兵衛

ヨリ取立ヘキ金円多取スルノ文案ニ連署スル者

名例律同僚犯公罪条々ニ依リ川村選ノ第二従トナシ一等ヲ減シ懲役二年半ノ処当時病患ニ罹リ事務調査ノ気力乏ク専ラ首犯ニ任セ置タル情状ヲ酌量シ更ニ三等ヲ減シ懲役一年官吏公罪罰俸例図ニ照シ

罰俸一ヶ月

北代正臣

大蔵大輔在職中同前連署スル者

右同条ニ依リ川村選ノ第三従トナシ二等ヲ減シ懲役二年ノ所平民贖罪例図ニ照シ

贖罪金三十円

井上馨

大蔵大丞奉職中村井茂兵衛稼尾去沢鉦山附属品買上代価同人承諾

ノ證書相添サル決議ノ文案ニ連署セシ者

名例律同僚犯公罪条々ニ依リ所由川村選ノ第二従トナシ一等ヲ減シ尽シテ

衛ヨリ可取立金円多取ニ付適律上申」(『公文録 司法省之部 全 明治八年十一月』, 第245巻)。

無科

従五位 岡本健三郎

大蔵省三等出仕奉職中同前連署セシ者

右同条ニ依リ川村選ノ第三従トナシ二等ヲ減シ減シ^マ^マ尽シテ

無科

正五位 渋沢栄一

「名例律同僚犯公罪」とは、明治維新政府が1870（明治3）年に制定した刑法典「新律綱領」巻2の「名例律下」に規定された罪名で、その条文は、以下の通りであった¹¹²⁾。

凡同僚ノ官吏、文案ニ連署シ、公罪ヲ犯ス者ハ、長官ヲ一等ト為シ、次官ヲ一等ト為シ、判官ヲ一等ト為シ、主典ヲ一等ト為シ、各所由ヲ以テ首ト為ス、例令ハ、主典檢点シテ、失アレハ、即チ主典ヲ以テ首ト為シ、判官ハ第二従ト為シ、次官ヲ第三従ト為シ、長官ヲ第四従ト為ス、若シ判官事ヲ断シテ、失アレハ、判官ヲ以テ首ト為シ、次官ヲ第二従ト為シ、長官ヲ第三従ト為シ、主典ヲ第四従ト為シ、各一等ヲ遞減ス、原設四等官ノ内欠員アルモ、亦四等ニ依リ、遞減シテ、罪ヲ科ス、原設ノ官吏、若シ四等ナキ者ハ、止タ現設ノ官員ニ依テ遞減ス
若シ同僚官、一人私ヲ挟ミ、故サラニ人ヲ罪ニ出入スル者ハ、故出入人罪律ニ依テ論シ、其余文案ニ連署スト雖モ、情ヲ知ラサル者ハ止タ失出入人罪律ニ依テ論シ、上ノ遞減法ニ照シテ之ヲ科ス

すなわち、「首犯」の川村選が作成した「旧藩ニ外国負債取調ノ際村井茂兵衛ヨリ取立ヘキ金円多収スルノ文案」に「連署」した北代正臣と井上馨、それに「村井茂兵衛稼尾去沢鉞山附属品買上代価同人承諾ノ證書相添サル決議ノ文案」に「連署」した岡本健三郎と渋沢栄一の計4人について、

112) 前掲、『刑事法規集』、第1巻、21頁～22頁。

この「名例律同僚犯公罪」を適用すると、次のようになる。

まず「首犯」の川村選が「主典」に相当し、一等である。

したがって、六等出仕であった北代正臣は「判官」に相当するので、「第二従」として「一等」を減じ「懲役二年半」とする。しかし、「当時病患ニ罹リ事務調査ノ気力乏ク専ラ首犯ニ任セ置タル情状」を酌量し、更に「三等」を減じ「懲役一年」となり、「官吏公罪罰俸例図」に照らし¹¹³⁾、「罰俸一ヶ月」とする。

次に、大蔵大輔であった井上馨は「次官」に相当するので、「第三従」として「二等」を減じ「懲役二年」とするが、「平民贖罪例図」に照らし¹¹⁴⁾、「贖罪金三十円」とする。

そして、「村井茂兵衛稼尾去沢鉦山附属品買上代価同人承諾ノ證書相添サル決議ノ文案」に「連署」した大蔵大丞であった岡本健三郎は「判官」に相当するので、「首犯」の川村選の「第二従」として「一等」を減じ尽くして、「無科」とする。

同じく、大蔵省三等出仕であった渋沢栄一は、「判官」に相当するので、「首犯」の川村選の「第三従」として「二等」を減じ尽くして、「無科」とする。

この北代正臣・井上馨・岡本健三郎・渋沢栄一等4人の処分の伺が太政大臣三条実美によって承認された11月8日、司法卿大木喬任は更に以下の伺を提出した¹¹⁵⁾。

従四位井上馨大蔵大輔奉職中旧盛岡藩々債所分之砌同藩管下村井茂兵衛へ掛ル口々差引計算ヲ誤リ同藩旧債ニ抵償シタル弍万五千円ヲ外国
人ヨリ之分借ト見做取立候一件過日適律上申仕候通御許可相成次第処

113) 同上、64頁。

114) 同上、62頁。

115) 「旧盛岡藩々債処分ノ儀伺」(『公文録 司法省之部 全 明治八年十二月』、第246巻)。

断可申渡然ル処右式万五千円ハ当時掛リ官員之失錯ヨリ大蔵省へ多収シタル物ニ付今般同省ヨリ追徴シテ本主村井茂兵衛ニ還付可致筋ニ有之候間右処断申渡之節同省へ可相達被存候此段相伺候至急御指揮有之度候也

明治八年十一月八日

司法卿大木喬任

三条太政大臣 殿

司法卿大木喬任は、村井茂兵衛上納金処分の際に取り立て過ぎた2万5000円の返却を大蔵省に達してくれるよう、太政大臣三条実美へ上申したのであった。

太政官はこの伺を受け、直ちに11月29日、司法省と大蔵省両省へ、次のように達した¹¹⁶⁾。

司法省

旧盛岡藩々債処分之儀ニ付本月八日附其省ヨリ伺出之趣有之ニ付テハ右一件ニ係ル官員其他之者共口供并金員会計書類等至急差出可申此旨相達候事

明治八年十一月廿九日

太政大臣三条実美

大蔵省

旧盛岡藩々債処分之儀ニ付司法省上申之次第有之候間右一件ニ係ル官員其他之者共口供并金員会計書類等至急差出可申此旨相達候事

明治八年十一月廿九日

太政大臣三条実美

この太政官からの達に対し、司法省は、翌30日、太政大臣へ直ちに、以下のように上申した。

116) 同上。

旧盛岡藩々債処分一件書類添上申

旧盛岡藩々債処分之儀ニ付過ル八日附上申ニ及置候処今般右一件ニ係ル官員其他者共口供并金員會計書類等至急可差出旨御達ニ依リ則別紙目録之通右書類相添此段上申ニ及候也

明治八年十一月三十日

司法卿大木喬任

三条太政大臣 殿

「別紙」

目録

- | | | | |
|------|---|----|------|
| (一) | 一大蔵省往復大略 | 壹綴 | 六十八枚 |
| (二) | 一大蔵省回議案 | 同 | 三十七枚 |
| (三) | 一堀松之助日延願 其外 | 同 | 三十六枚 |
| (四) | 一旧盛岡藩ヨリ借入金ニ付民蔵両御省ニ於テ御札ニ相成候始末書 | 壹冊 | 十枚 |
| (五) | 一明治四未三月彈正台へ自訴仕民蔵両御省於テ御札ノ始末書別紙第三号迄相添 | 壹綴 | 廿枚 |
| (六) | 一明治四年未三月彈正台へ歎願書 | 壹冊 | 九枚 |
| (七) | 一明治四辛未五月二日民部省へ差出候始末書 | 壹綴 | 三十六枚 |
| (八) | 一明治四辛未大蔵省へ差出候目的歎願書 | 同 | 四十二枚 |
| (九) | 一盛岡藩ヨリ壹万五千兩受取調書 | 同 | 九枚 |
| (十) | 一第拾貳号大蔵御省於テ支件御調源由書 但シ五万五千円見合云々トビラ付 | 壹綴 | 七十五枚 |
| (十一) | 一第拾四号明治二年已降旧盛岡藩大坂産物商社川井清蔵其外ヨリ村井茂兵衛へ相渡候金円仕訳ケ書川村選口上書等 | 壹綴 | 七十二枚 |
| (十二) | 一大坂兵庫在留各国商人ヨリ盛岡県へ相係ル負債英商オールト借財ヨリ相生候 井上大輔大久保卿 等ノ連名ニテ司法卿へ差出候書類等 | 壹綴 | 百廿枚 |

(十三) 一辛未十月大蔵省廻英商オールト其外ヨリ盛岡県下ノ者へ 云々	壺綴	百廿九枚
(十四) 一村井茂兵衛代言人堀松之助手続書	壺綴	五十五枚
(十五) 一南部政府諸引合出入勘定書	壺綴	七十八枚
(十六) 一明治五壬申年二月三日ヨリ同年六月十三日迄大蔵省判理御 局へ御達ニ付書上并御沙汰書	壺綴	七十二枚
(十七) 一村井茂兵衛日記之写	壺綴	百六枚
(十八) 一壬申三月大蔵省ニ於テ三万六千両ノ御見做ニ相成候処全違 算ニ付真ノ精算庶書 但シ旧盛岡藩貸上金差引書	壺綴	十九枚
(十九) 一口書写	壺綴	十六枚
(二十) 一村井茂兵衛貸借精算書	壺綴	十四枚
合廿綴		

太政官からの達に対して、司法省は、旧盛岡藩藩債処分に関する関係書類として、合20綴、総計1045枚に及ぶ膨大な量を提出したのであった。

一方、同様の達を受けた大蔵省は、12月4日、次の目録から成る関係書類を提出したのである¹¹⁷⁾。

一旧盛岡藩外国債一件書類	式冊
内	
第壺号 壺冊	
第二号 壺冊	
但銅山一件	
一旧藩々外国負債処分録	壺冊
一旧盛岡藩外国債書類	壺袋

117) 同上。

一井上馨大蔵大輔奉職中旧盛岡藩外債ニ係ル村井茂兵衛上納金処分之
次第御下問ニ付上答案 壹綴

大蔵省提出の関係書類は、表題数こそ4点の3冊・1袋・1綴であるが、その枚数は、司法省と同じく、膨大な量に上ると推測されるのであった。

ちなみに大蔵省提出の関係書類目録の最後にある「井上馨大蔵大輔奉職中旧盛岡藩外債ニ係ル村井茂兵衛上納金処分之次第御下問ニ付上答案」は、以下の「上答案」と同一のものであろうと思われる¹¹⁸⁾。

擬旧盛岡藩外国逋債所分之末村井茂兵衛借入金取立過之義ニ付
正院へ上答案

旧盛岡藩外国逋債処分之末同藩管下村井茂兵衛借入金取立過之義ニ付今般於司法省裁判之上最初当省判理局取調方行違之廉有之右取立過金式万五千円茂兵衛へ償却致可然哉之旨御下問趣委細致承知候因テ右一件書類逐条稽査候処該件者別紙甲号之通り去明治三年庚午十二月同四年辛未正月和蘭商人シーチウライス。ヘンケイ。等ヨリ銅并樟腦之抵当ヲ以テ本多卯兵衛津田久兵衛等一紙連印之證書差入致借用候金員之内茂兵衛壹万五千円借受之金筋ニ有之候処盛岡藩之外債ニ対シ既ニ於当省悉皆致償却候付右證書へ連印致居候請人津田久兵衛等借受金茂其後追々取立相成候義ニ候得者独り茂兵衛ニ限り右壹万五千円之借用金返納不致筋ハ到底無之ニ付取立致候義ニ有之候又乙号證書写壹万円者最初判理局ニ於テ茂兵衛へ右件取調罷在候主任官員ヨリ示談之節敢テ本人不服之廉も不相見且別紙丙号之通り茂兵衛ヨリ差出候勘定書ト川井清蔵ヨリ差出候勘定書ト員数突合致候付其節於主任是亦右同様致取立候義ト相見候然ルニ何角苦情不服之趣茂有之由ニ而突然司法省へ及

118) 「擬旧盛岡藩外国逋債所分之末村井茂兵衛借入金取立過之義ニ付正院へ上答案並関係書類」(『早稲田大学古典籍総合データベース』)。

出訴候次第何共以茂兵衛之心底更ニ了解難致自然不服之廉有之候得者其旨趣明細書面ヲ以一応当省へ致出願可然左候時者最前示談之手続茂有之猶行違之廉再取調之上如何様ニも取計方可致筈之處今日到リ已ニ五ヶ年ヲ経過候共未タ当省へ何等之申立も無之候令於茂兵衛一時疑惑を生シ申立之手続ヲ誤リ同省へ致出訴候共素リ当省取調之件ニ候得ハ於同省ハ一応当省へ照会之上致受理可然哉ニ被相考候得共是以何等之照会も無之今般同省申立之趣ヲ以当省へ御下問ニ付始而驚愕罷在候次第ニ有之候抑旧藩々外国逋債為処分辛未十月当省へ判理局被設候義者素リ行政上之事務ニ候得者処務上ニ於テ只管損益上ニ注意シ示談償却ニ及ひ苟モ審理糾弾向ニ相関候司法之權利ハ更ニ無之ニ付百事忽卒之折柄処務之順序も不相整專ラ内外人ニ対シ支消之便否得失其他員数計算等推問督促之際大概口頭示談上ニ因テ稽查致候得者自然取調方行違之廉有之節ハ彼我相共ニ反復其旨趣を推問答弁致候事ニ而一時不服之件有之候共直ニ原告之口供ノミヲ以受理裁判者難相成筋ニ可有之処如何之始末ニ有之候哉今度御下問ニ就テ始テ致具承候義ニ付前顛式万五千元之内壹万円ハ旧盛岡藩へ茂兵衛ヨリ調達金拾貳万円余之内へ同藩ヨリ下渡之廉確證有之裁判之上明瞭致し候得者同人へ御下渡相成可然候得共其余壹万五千元ハ当省之書類ヲ以取調候得者和蘭商人ライセンスヨリ茂兵衛借受之廉ニ相違無之同人ヨリ当省へ返納可相成筋ニ有之候付一旦裁判相濟候共到底御下渡可相成筈ハ無之義ト存候尤右壹万円之廉同省裁判之末御下渡相成候共前文之次第ニテ茂兵衛出訴之事件於当省素リ一向不相心得義ニ付訴訟入費等請求致候義ハ勿論有之間敷候得共自然右様之趣申立候共兼而御採用ハ難相成筋ト存候間為御心得予メ申立置候依而別紙相添此段及上答候也

大藏卿

年号月日

太政大臣 殿

この「上答案」中の別紙甲・乙・丙合の引用はここでは省略するが、大蔵省としては、司法省での裁判の末に茂兵衛に1万円下げ渡すことはよいけれども、1万5千円は村井茂兵衛が大蔵省へ返納すべき「借受金」であるのは間違いないので、それについての異議申立があったとしても採用できる「筋」ではないと、太政官正院に伝える「上答案」となっているのがあった。

かくして、東京上等裁判所は、1875（明治8）年12月26日、事件関係者に判決を申し渡した¹¹⁹⁾。

紙幣大属 川村選

其方儀大蔵省十等出仕ニテ判理局勤務中旧藩々外国負債取調ノ際村井茂兵衛ヨリ旧盛岡藩へ係ル貸上ケ金ノ内へ償却シタル二万五千円同藩ヨリ貸付ト見做シ徴収セシ科職制律出納有違条ニ依リ座贓ヲ以テ論シ懲役三年ノ処過誤失錯ニ出ルヲ以テ官吏公罪罰俸例凶ニ照シ罰俸三箇月申付候事

但村井茂兵衛稼キ尾去沢銅山附属品買上ケ代価同人承諾證取置カサルハ違式ノ輕ニ問ヒ懲役十日

- 一、吟味中茂兵衛ノ代人堀松之助へ私和ヲ求メシハ不応為ノ輕キニ問ヒ懲役三十日各本罪ヨリ輕キニ依リテ更ニ論セス候事
- 一、右多収シタル金二万五千円ハ大蔵省ヨリ追徴シテ村井茂兵衛へ還付致ス間其旨相心得候事

「首犯」の川村選が罪に問われたのは、「職制律出納有違」の条であった。新律綱領の「職制律有違」の条は、「凡官物ヲ出納シテ、給収（ワタシウケトル）違フコト有ル者ハ、虧餘（ワソクアマル）スル所ノ物ヲ計へ、坐贓ヲ以テ論ス」という規定である¹²⁰⁾。すなわち、「官物」の出納をなす者につ

119) 前掲、小田中聡樹「尾去沢銅山事件」、335頁～336頁。

いて、渡したりする際又は受け取ったりする際に、相違がある者は、不足又は余剰の物を数え、坐贓（賄賂の罪）をもって論ずるという規定である。

川村選はこの罪に問われ、「懲役3年」の処、「過誤失錯」によるので、「官吏公罪罰俸例図」に照して¹²¹⁾「罰俸3箇月」とする。但し、村井茂兵衛から尾去沢銅山附属品買上ヶ代価承諾證を取り置かなかつたのは、「違式ノ輕」の罪に問い、懲役10日に処すると、言い渡されたのであった。「違式ノ輕」とは、「凡式ニ違フ者ハ、懲役二十日、輕キ者ハ一等ヲ減ス」という違令条例第288条のことである。また、取調中に村井茂兵衛代人堀松之助へ口裏合わせの工作をした件についても、前記の「不応為」（「凡律令ニ正条ナシト雖モ、情理ニ於テ、為スヲ得応カラサルノ事ヲ為ス者ハ、笞三十、事理重キ者ハ、杖七十」という罪条で¹²²⁾、改定律例第1条で笞30は懲役30日に改められる）の罪として、懲役30日に処するところである。しかし、「本罪」より「輕き」につき、罪に問わないことにするとされたのであった。

そして、村井茂兵衛より多収した2万5000円の件は、前述の「上答案」にあったように、大蔵省としては納得しがたいものであったが、判決では2万5000円を大蔵省より追徴し、村井茂兵衛に還付するということとしたのであった。

「首犯」たる川村選の「第二従」である北代正臣に対しては、前述の司法省伺の通り、次のように言い渡された。

内務権大丞 北代正臣

其方儀大蔵省六等出仕ニテ判理局担当中旧藩々外国負債取調ノ際村井茂兵衛ヨリ取立ヘキ金円多収スルノ文案ニ連署セシ科名例律同條犯公罪条ニ依リ川村選ノ第二従トナシー等ヲ減シ懲役二年之處當時病患ニ

120) 前掲、『刑事法規集』、第1巻、28頁。

121) 同上、64頁。

122) 同上、55頁。なお、前掲、後藤武秀「新律綱領「違令」条、改定律例「違式」条および「違制」条について」を参照。

罹り政務調査ノ常力ニ乏ク専ラ首犯ニ任セ置タル情状ヲ酌量シ更ニ三等ヲ減シ懲役一年官吏公罪罰俸例図ニ照シ罰俸一箇月申付候事

但多収シタル金二万五千円ハ大蔵省ヨリ追徴シテ村井茂兵衛へ還付致シ間其旨可相心得候事

北代正臣は、村井茂兵衛より大蔵省が多収する「文案」に「連署」した同僚犯公罪の罪条により、「首犯」川村選の「第二従」であるが、罪1等を減じて懲役2年のところ、「当時病患ニ罹り政務調査ノ常力ニ乏ク専ラ首犯ニ任セ置タル情状」を酌量し、更に3等ヲ減じて懲役1年、「官吏公罪罰俸例図」に照らし罰俸1か月を申し渡されたのであった。

そして、川村選の判決申し渡しと同様、村井茂兵衛より多収した2万5000円は、大蔵省より追徴し、村井茂兵衛に還付するということにしたのであった。

「首犯」たる川村選の「第三従」と認定された井上馨については、以下のように、判決が言い渡された。

従四位 井上馨

其方儀大蔵大輔在職中旧藩々外国負債取調ノ際村井茂兵衛ヨリ取立ヘキ金円多収スルノ文案ニ連署セシ科名例律同僚犯公罪条ニ依リ川村選ノ第三従トナシ二等ヲ減シ懲役二年ノ所平民贖罪例図ニ照シ贖罪金三十拾円申付候事

但多収シタル金二万五千円ハ大蔵省ヨリ追徴シテ村井茂兵衛へ還付イタス間其旨可相心得候事

明治八年十二月

東京上等裁判所

井上馨も、前述の司法省伺の適律の通り、村井茂兵衛より多収する「文案」に「連署」した「名例律同僚犯公罪」の罪により、「首犯」の川村選の「第三従」として2等を減じ懲役2年のところ、「平民贖罪例図」に照

らして贖罪金30円を、言い渡されたのであった。

そして、川村選・北代正臣への言い渡しと同様、村井茂兵衛より多取した2万5000円は、大蔵省より追徴して、村井茂兵衛に還付するということも併せて申し渡されたのであった。

また、村井茂兵衛上納金処分の発端となった大蔵省における再調査を川村選に命じた小野義真に対しては、以下の判決が申し渡された。

従五位 小野義真

其方儀大蔵省在職中村井茂兵衛ヨリ取立ヘキ金員川村選誤テ多取セシ一件且茂兵衛稼キ尾去沢銅山附属品買上ケ代価同人承諾ノ證書不取置一件及今田紋十郎身代解放処分一件等夫々遂吟味候処不束ノ筋無之ニ付無構候事

すなわち、小野義真について、川村選が「過誤失錯」により村井茂兵衛より2万5000円を多取した一件、そして村井茂兵衛稼ぎ尾去沢銅山附属品買上ケ代価同人承諾の証書を取り置かなかった一件、それに今田紋十郎の身代解放処分一件についてそれぞれ取り調べた結果、いずれも「不束」な「筋」はなかったとして、無罪としたのであった。

更に、村井茂兵衛稼ぎ尾去沢銅山附属品買上ケ代価同人承諾証が添えられていなかった川村選作成の「決議」の「文案」に「連署」していた岡本健三郎へは、以下の判決が下された。

従五位 岡本健三郎

其方儀大蔵省在職中村井茂兵衛稼キ尾去沢銅山附属品買上ケ代価同人承諾ノ證相添ヘサル決議ノ文案ニ連署セシ科名例律同僚犯公罪条ニ依リ所由川村選ノ第二従トナシー等ヲ減シ無罪

岡本健三郎も、「名例律同僚犯公罪」の罪条に問われ、川村選の「第二従」

とされたが、罪1等を減じられ、無罪を言い渡されたのであった。

岡本健三郎と同じく、村井茂兵衛稼ぎ尾去沢銅山附属品買上ケ代価同人承諾の証書が添えられていなかった川村選作成の「決議」の「文案」に「連署」していた渋沢栄一へは、以下の判決が下された。

正五位 渋沢栄一

其方儀大蔵省在職中村井茂兵衛稼ぎ尾去沢銅山附属品買上ケ代価同人承諾ノ証書相添ハサル決議ノ文案ニ連署セシ科名例律同僚犯公罪条ニ依リ所由川村選ノ第二従トナシ二等ヲ減シ無罪

渋沢栄一も、「名例律同僚犯公罪」の罪条に問われ、川村選の「第三従」とされたが、罪2等を減じられた結果、無罪を言い渡されたのであった。

大蔵省に在職していた大久保親彦へも、以下の判決が言い渡された。

茨城県土族 大久保親彦

其方儀大蔵省在職中村井茂兵衛稼ぎ尾去沢銅山附属品買上ケ代価同人承諾ノ証拠相添ハサル決議ノ文案ニ連署セシ科名例律同僚犯公罪条ニヨリ所由川村選ト同罪タリト雖モ素ヨリ該件事務ニ関係セサルヲ以テ情状ヲ酌量シ一等ヲ減シ無罪

大久保親彦も、村井茂兵衛稼ぎ尾去沢銅山附属品買上ケ代価同人承諾の証書が添えられていなかった「決議」の「文案」に「連署」していたので、「名例律同僚犯公罪」の罪条に問われ、川村選と同罪なのであるが、この一件の事務に無関係であったとして、情状酌量のうえ罪1等を減じられ無罪を申し渡されたのであった。

「首犯」の川村選の口裏工作に関係した岸本且矩と玉井半三郎に対しては、それぞれ以下のような同一の判決が、言い渡された。

東京府士族 岸本且矩 東京府平民 玉井半三郎

其方儀川村選ヨリ村井茂兵衛手代堀松之助へ吟味中私和ヲ求メシムルノ際選ノ囑托ヲ受ケ周旋セシ科雜犯律不応為条ニ依リ川村選ノ従タルヲ以テ懲役二十日ノ処私心ナキヲ以テ状情ヲ酌量シ二等減シテ無罪

岸本且矩と玉井半三郎の2人は、川村選の依頼により、村井茂兵衛手代の堀松之助へ「私和」（示談）を持ちかけた「雑犯律不応為」の罪状で罪に問われ、川村選の「従」として懲役20日に処すべきであるが、情状酌量のうえ罪2等を減じて無罪を宣告されたのであった。

また、川村選の依頼により岸本且矩と玉井半三郎から「私和：を求められた村井茂兵衛手代堀松之助に対しては、以下のように申し渡された。

村井茂兵衛手代 堀松之助

其方儀村井茂兵衛ヨリ旧盛岡藩へ貸上金二万五千円大蔵省ニ於テ多取セシ一件川村選吟味中岸本且矩ヲ以テ私和ヲ求メシ一件等相尋ル処御用済候ニ付此旨可相心得事

但多取シタル金二万五千円ハ大蔵省ヨリ追徴シテ追テ村井茂兵衛へ可下渡候間其旨可相心得事

村井茂兵衛手代堀松之助への「私和」一件についての事情聴取が終了した旨を伝えると共に、大蔵省が多取した2万5000円は村井茂兵衛へ追って下げ渡すとされたのであった。

最後に、司法省の取調で判明したのであるが、大蔵省へ虚偽の申立をした旧盛岡藩大属の川井清蔵に対して、以下のことが宣告された。

大阪府士族 川井清蔵

其方儀盛岡藩大属奉職中取扱ヒタル同藩負債名義ニ付大蔵省ニ於テ取調ノ砌同藩ヨリ村井茂兵衛ノ旧債ヲ抵償シタル金二万五千円ヲ以テ同

人へ貸付金ト見做シテ具申セシ科改定律例第二百四十七条、上ニ告ケルニ詐テ其实ヲ以テセサル者ノ重キニ擬シ懲役一年ノ処已ニ右證書取拵ヘニ付禁獄一年ノ処断ヲ経ルヲ以テニ罪俱発例ニ照シ罪等キニ依リ更ニ論セス候事

村井茂兵衛が盛岡藩へ貸し付けていた金2万5000円について、それは盛岡藩から村井茂兵衛が借り入れた金円であると大蔵省へ虚偽の申立をした川井清蔵は、改定律例「詐欺律」の第247条「対詔上書詐不以実条例」（凡対詔、及奏事、上書ヲ除ク外、上ニ告ルニ、詐テ実ヲ以セサル者ハ、懲役一年、事情軽キ者ハ、懲役八十日）の罪状により¹²³⁾、懲役1年のところ、既に禁獄1年の刑に処せられているので、改定律例の第70条「二罪俱発以重論条例」（凡罪ヲ犯シ、実断、贖罪、竝発スルニ、罪、各等キ者ハ、一ノ実断ヲ以論ス）により、更に刑に処するには及ばないとされたのであった。

東京上等裁判所の判決言渡については、村井側よりすれば、尾去沢銅山の経営権に関してなら触れることがなく終了したのであり、大いに不満が残ったのであった。それゆえ後述のように、1894（明治27）年に「銅山不当処分ニ関スル請願書」を衆議院議長楠本正隆へ出すに至るのである。そして、それが政情による衆議院の解散でうやむやに終わると、次に1897年には「藩債処分違算金下附ノ請願書」を衆議院議長鳩山和夫へ提出した。この請願について、前記の村井茂兵衛の小伝『村井京助の傳』では「衆議院に於て採択する所となりたる」とあるけれども、真実はこれも審議・採択されるには至らず¹²⁴⁾、結局、願が叶うことはなかったのであった。

ところで、井上馨は、1875（明治8）年の政体改革で4月25日に新設された元老院議員に、判決を受けた翌12月27日に任命された。そして、同日、木戸孝允に宛てて「彼一条裁判モ終局ト相成、三十円罰金ニ而相済申候。

123) 前掲、『刑事法規集』第1巻、103頁。

124) 『官報』号外、明治30年3月25日。

誠ニ以長々御苦配被仰付、且ハ老台之名譽迄モ汚スニ至リ、実以心事不安、恐縮之至リニ御座候」と書き送っているのであった¹²⁵⁾。

13 大蔵省よりの追徴金を村井茂兵衛へ還付

東京上等裁判所の川村選・北代正臣・井上馨等への判決、そして、村井茂兵衛手代堀松之助への申し渡しにあった「右多収シタル金二万五千円ハ大蔵省ヨリ追徴シテ村井茂兵衛へ還付致ス間其旨相心得候事」について、大蔵省が納得していなかったことは、前述の通りである。

しかし、太政官正院は、太政大臣三条実美・右大臣岩倉具視・参議大久保利通等の承認の下¹²⁶⁾、1875（明治8）年12月24日、司法省「旧盛岡藩々債処分之義」についての伺を聞き届けるとともに、大蔵省へ以下のように達した¹²⁷⁾。

別紙司法省伺旧盛岡藩々債処分之義右ハ伺之通御聞届左按之通り御指令相成可然裁就テハ大蔵省へ之御達按共取調此段相伺候也

御指令按

伺之趣聞届候条大蔵省へ達方可取計候事

大蔵省へ御達按

別紙司法省伺旧盛岡藩々債処分之義聞届朱書之通り及指令候条金額貳万五千円渡方可取計此旨相達候事

明治八年十二月廿四日

太政官正院からの達を受けた大蔵省は、翌1876（明治9）年1月20日、

125) 前掲、『世外井上公伝』第2巻、108頁。

126) 「旧盛岡藩藩債処分ノ儀伺」（『公文録 司法省之部 全 明治八年十二月』、第246巻）。

127) 同上。

次の伺を太政官正院に提出した¹²⁸⁾。

旧盛岡藩債ニ関スル追徴金支出方ノ義ニ付伺

司法省伺旧盛岡藩々債処分ノ儀御聞届御指令相成候ニ付金額貳万五千円渡方取計可申旨御達ノ趣敬承仕候然ルニ右貳万五千円ノ儀ハ岩手県下村井茂兵衛ヨリ旧盛岡藩外国債ノ内へ償還相成候処全ク同藩旧債抵償シタルヲ当時ノ官員失錯ニ出多取シタル金額ニ付当省ヨリ追徴ノ上村井茂兵衛へ還付可致旨ニ有之候処右金額ノ趣ニ付テハ同藩内債取調ノ儀疾ヨリ着手致シ居リ候へ共猶精細稽查ノ上同藩再立前後ノ区別ヲ立茂兵衛へ対シ貸借差引計算確ト相立候上ニ無之候テハ右金支出難致候ニ付右取調出来次第御達之通取計可然義ト存候此段相伺候也

明治九年一月廿日

大蔵卿大隈重信印

太政大臣三条実美 殿

大蔵省としては、旧盛岡藩吏川井清蔵が、大蔵省の同藩内債の処理の際に、村井茂兵衛が同藩に貸し付けていた「貸上金」を、「奉内借」の文言を楯に、同藩からの「借入金」とした「失錯」により、該件が生じたものであるから、もう一度、同藩再立前後を区別して、村井茂兵衛の債務の「貸借差引計算」を精細稽查の上でなくては、多取とされた金額を支出する訳にはいかないという伺を、太政大臣三条実美に提出したのであった。

この大蔵省の伺に対し、太政官正院第五科の大史は、大臣・参議へ以下の指令案を提示して、その評議を求めている¹²⁹⁾。

別紙大蔵省伺旧盛岡藩々債ニ関ル追徴金支出方之件審按候処同省伺之旨意ハ旧盛岡藩ニ於テ村井茂兵衛ヨリ借金ノ内ヲ返却シタルモノヲ誤

128) 「旧盛岡藩債ニ関スル追徴金支出方伺并上申」(『公文録 大蔵省之部 全明治九年四月』、第167巻)。

129) 同上。

テ同藩ヨリ茂兵衛へ借用シタル金額ト認め外債ノ部類ニ編入多取致シ候処内債ノ儀ハ当今取調中ニテ同藩ノ内債高未タ確定致サス然ルヲ即今式万五千円茂兵衛へ下渡候得ハ追テ内債調整之上右金額ヨリ減少スルトキハ亦取立ヘキ手續ニ相成候間目今支出候ハ不都合ノ旨ニ有之然レトモ右一件既ニ裁判所於テ夫々処断相済候儀ニ付縦令同藩内債取調ニ関スルモ固ヨリ此金額ハ別種ニシテ茂兵衛へ対シ貸借差引計算可相立筋ニ無之ト被存候間伺之趣御聞届無之左按之通御指令相成可然哉相伺候也

御指令按

伺之趣難聞届候条最前達之通可相心得事

すなわち、この一件は司法省東京上等裁判所で処断済みである以上、たとえ大蔵省の精細稽査で金額が減少し村井茂兵衛より再徴収することになったとしても、それは「別種」のことなので、大蔵省の伺は聞き届ける訳にはいかないという指令案なのであった。

太政官正院内での評議は長引き、この指令案は「未済」に終わっている。それでは、大蔵省が1月20日の伺で、盛岡藩「再立前後ノ区別ヲ立」てた上で取り調べると述べていた村井茂兵衛の「貸借差引計算」の調査はどのようなになっていたのだろうか。

1876（明治9）年2月2日付で、村井茂兵衛後見沢田忠兵衛代理佐藤芳三郎が大蔵省国債寮に差し出した「旧盛岡藩再立前貸借調」・「旧盛岡藩再立後貸上調」という書付によれば、盛岡藩再立前に村井茂兵衛が同藩に貸し付けていた「貸上金」（貸付金）は7万2293円余であるが、その内3万7612円余は1869年1月（明治元年12月）に「再立前ノ負債ニ対シ払入レシ金額ニ付棄捐ニ付シ候分」であるので、差引再立前の「貸上金」は3万4681円となる、そして、盛岡藩再立後に同藩に貸し付けていた「貸上金」（貸付金）は1万7903円余であるが、同じく3万7612円余が1869年1月（明治元年12月）に「再立前ノ負債ニ対シ払入レシ金額」であるにも関わらず「再

立後ニ算入」されているので、差引1万4341円余が大蔵省の「払過」となっているというのであった¹³⁰⁾。

これに対して、旧盛岡藩吏川井清蔵が作成した「南部家再立前村井茂兵衛取引差引書」・「南部家再立後村井茂兵衛取引差引書」という書付では、盛岡藩再立前に村井茂兵衛が同藩に貸し付けていた「貸上金」(貸付金)は7万2288円余であり、盛岡藩再立後に同藩に貸し付けていた「貸上金」(貸付金)は1万2159円余であったとある¹³¹⁾。

また、大蔵省国債局の調べでは、村井茂兵衛の「再立前盛岡藩へ借入金」は7万2293円余である。そして、判理局の「再立後盛岡藩借入金調」では2万3270円余であったが、荒銅代価5367円余と「無証文」であるが1196円余が除かれて「公債」処分となっているので、差引1万4341円余が村井茂兵衛の「貸上金」(貸付金)となっているというものであった。

このようにして、大蔵省の判理局と国債局の調べが相違したのは、銅代を算入しているか否かによるもので、判理局の誤認による村井茂兵衛への「渡漏」が主たる原因であったというものであった¹³²⁾。

また、村井茂兵衛外債金の差引計算としては、英商オールトより盛岡藩が借り入れた12万4427円余の内、村井茂兵衛の分借金は11万3318円余であるが、村井茂兵衛の返済分を差し引くと、5367円余であるというものであった¹³³⁾。

このようにして、村井茂兵衛の盛岡藩再立前後の貸借差引計算に関する調査などを終えた大蔵省は、1876(明治9)3月17日、次のように上申した¹³⁴⁾。

130) 「岩手県下村井茂兵衛へ尾去沢銅山附属品類買上代差引残金下渡伺」(『公文録 大蔵省之部 全 明治十一年八月』, 第84巻)。

131) 同上。

132) 同上。

133) 同上。

134) 「旧盛岡藩債ニ関スル追徴金支出方何并上申」(『公文録 大蔵省之部 全

旧盛岡藩外債ニ関スル金額当省へ多収ノ分支出方ノ儀ニ付上申
司法省伺旧盛岡藩々債処分ノ儀御聞届御指令相成候ニ付金式万五千円
渡方取計可申旨去八年十二月廿四日附ヲ以御達有之候へ共右金額ハ岩
手県下商村井茂兵衛ヨリ同藩内債へ抵償シタルヲ当時之官員失錯ニ出
外国債ノ方へ多収シタル金額ニ付当省ヨリ追徴ノ上村井茂兵衛へ還付
可相成趣ニ有之就テハ同藩内債ノ計算細密取調ノ上ニ無之候テハ渡シ
方差支候旨去ル一月廿日附ヲ以相伺置未タ御指令無之候へ共即今旧同
藩内債ノ取調整頓ニ至リ右式万五千円ハ全ク支出可致計算ニ相成候間
御達ノ通此際上等裁判所へ回金取計可申候此段上申候也

明治九年三月十七日

大藏卿大隈重信

太政大臣三条実美 殿

そして、3月20日、太政官正院の第五科大史は、この上申を大臣・参議の「高覧」に供し、3月25日、村井茂兵衛への還付が決裁されたのであった¹³⁵⁾。

14 尾去沢銅山附属品買上一件の結末

村井茂兵衛の大藏省への返済は、村井茂兵衛所有の尾去沢銅山附属品一切買上代価と未納額を相殺することで、一旦は決着がついたように思われた。しかし、村井茂兵衛はこの決着には納得していなかった。

1873（明治6）年6月14日、村井茂兵衛代理人沢田忠兵衛・上田豊夫から大藏省へ、次の願書が提出された¹³⁶⁾。

明治九年四月』、第167卷)。

135) 同上。

136) 「岩手県下村井茂兵衛へ尾去沢銅山附属品類買上代差引残金下渡伺」(『公文録 明治十一年八月 大藏省伺 全』、第84卷)。

乍恐奉願上候

私儀去ル巳年大阪ニテ南部御藏屋敷ヨリ洋銀拝借有之候ニ付兼テ私ヨリ大金貸上金ト御差引被下置度旨願上候処御採用無之御省ヨリ御達ニハ其方貸上之儀ハ追テ下渡可申候間不取敢拝借金上納可致候様御理解ニ候得共其節盛岡県外国借財證書へ調印仕居候ニ付右之廉ヲ以テ国元店ハ不及申大阪分家マテ御封印ニ相成居候故早速金配之手段モ無之実以困窮之余リ右拝借金七ヶ年割上納御聞濟被下置度旨書面ヲ以テ願上候処御聞届無之故尚口上ヲ以三ヶ年割上納ニテモ御聞入被下置敷哉ト即坐相伺候得共是以御聞届無之私店御封印中之事ニ候得ハ外金策ノ手段モ無之不得止兼テ取行罷在候陸中国鹿角郡尾去沢銅山附属品マテ金

五万五千四百円ノ見込ヲ以テ奉返上候配方左ニ

一金三万六千八百三歩ト永拾三文七分

大蔵御省へ洋銀代上納残リ

一金九千貳百四拾八兩貳朱永拾壹文三分

元江刺県へ米代上納残シ

一金壹万四拾三兩壹朱永三拾七文五分

為替会社渡シ

ノ

金五万五千四百兩也

右金高ヲ以申三月廿三日於御省ニ岡田平蔵へ引渡可申候様御達ニ相成直ニ御省ヨリ御官員様並ニ平蔵罷下リ銅山燃込釜有銅米塩味噌有品器械等マテ一字御立会ノ上申四月廿日引渡相濟依テ直様上京右之段御省へ御届仕前三口上納之受取証書平蔵ヨリ申請度趣談合候得共彼是故障申出相渡不申無抛御省へ数度右之訳柄申上候処漸申七月八日岡田平蔵御呼出シニテ御達ニ相成候得共右江相關候元江刺県並ニ為替会社ノ受取証書今以テ相回シ不申候故為替会社ヨリ返金之儀私方度々嚴談ニ預リ甚迷惑罷在候随テ恐多奉申上候様候得共右ノ金高年賦ヲ以テ岡田平蔵へ跡稼方被仰付候趣承知仕候右ノ次第ニ御坐候得ハ私儀銅山ニ付年

来困苦仕甚タ以残念之至リニ奉存候依テ右金高即納モ仕度心得ニ御坐候間銅山稼方尚私へ被仰付被下度尤私取行ヒ中ハ至テ米価高直石拾両以上ニテ剩銅価下直拾壺貳両マテノ相場ニテ大金損毛モ不少加之国元巳年凶荒且戦争後金米手配難渋之場合モ種々辛苦仕候テ兎ニ角三千人ノ坑夫トモ動揺不致候様取続ケ扶助仕候廉モ有之候得ハ前頭之次第柄何卒御憐察被成下銅山稼方御委任被仰付被下度此段只管奉懇願候以上
岩手県下盛岡町

明治六年六月十四日

村井茂兵衛

代

沢田忠兵衛印

上田豊夫印

大蔵省御役所

大蔵省が認定した村井茂兵衛の未納金5万5400円につき、大蔵省は村井茂兵衛の店舗を始め家財道具一切を封印する措置にでた。そこで、返済に窮した村井茂兵衛が7か年割、5か年割、3か年割と、順次返済方法を大蔵省に歎願したがそれらも全く聞き入れられず、遂に所有の尾去沢銅山附属品買上金の内より未納金を補いたいと願い出た。そして、尾去沢銅山が岡田平蔵に引き渡され、未納金返済義務を岡田平蔵が負ったにも関わらず、返済の受取證書を岡田平蔵が村井茂兵衛の方へ回して来ない。それどころか為替会社から返済を厳達され甚だ迷惑を蒙っていて、尾去沢銅山を手放したのはどうにも「残念」でたまらない。そこで未納金を即納するので「銅山稼方尚私へ被仰付」れたいと願い出たのであった。

この村井茂兵衛代理人沢田忠兵衛・上田豊夫連名の願書につき、大蔵省諸務局は、以下の伺を大蔵省事務総裁大隈重信に出した¹³⁷⁾。

137) 「岩手県下村井茂兵衛へ尾去沢銅山附属品類買上代差引残金下渡伺」（『公文録 大蔵省伺 全 明治十一年八月』、第84巻）。

陸中国尾去沢銅山元稼人村井茂兵衛ヨリ願立之儀ニ付

尾去沢銅山元稼人村井茂兵衛代兩人ノ者ヨリ申立之趣推考仕候処抑右一件ニ付昨年四月中川村選現地出張實際之景況及ヒ是マテ茂兵衛鉞業設営方等調査之処何分古守陋習不開化無限趣然ルニ岡田平蔵ヨリ天印別昏ノ通差出鑄硫輸出方及ヒ金鉞鎔解分析等総テ彼ノ国器械ヲ以往々盛大ニ施業云々ニ付闔国鉞業進歩之一端ト可相相加之近来茂兵衛身代向不手繰鉞業盛施無覚東彼是ヲ以テ平蔵へ願之通被仰付候処此節ニ至リ第一号ノ通茂兵衛ヨリ願立願意不都合ニ有之候得共三陸商社へ返弁便宜平蔵ヨリ示談之廉同人呼出シ及推問候処第二号之通別昏差出候就テハ茂兵衛代兩人及ヒ岡田平蔵へ之御達シ振別昏相添左ニ相伺候

村井茂兵衛代兩人へ御達案

書面鉞山稼方之儀ニ付願立之趣ハ難聞届三陸商社へ致関涉候金員弁済方之儀ハ岡田平蔵へ相達候筋モ有之候間同人へ遂示談可申事

大蔵省 諸務局

岡田平蔵へ御達按

書面銅山負債之内三陸商社へ致関涉候金員弁済方ノ儀村井茂兵衛へ打合至急返弁可取計事

大蔵省 諸務局

大蔵省諸務局の判断としては、尾去沢銅山は岡田平蔵へ既に払い下げられている以上、村井茂兵衛の願意は不都合である、そこで為替会社すなわち三陸商社への返弁方については、村井茂兵衛と岡田平蔵が示談の上、三陸商社へ金員を返弁させるようにしたいという伺いなのであった。

そして、この伺は承認され、村井茂兵衛の尾去沢銅山再所有は叶わなかったのであった。

ところで、村井茂兵衛の大蔵省への未納額は5万5400円と認定され、この未納額の即時返済を迫られ、あまつさえ本支店並びに家財道具一切を封印されてしまった村井茂兵衛は、この未納額5万5400円の返済に困り、窮

余の策として止むなく所有する尾去沢銅山附属品一切買上を大蔵省に願ひ出で、未納額と買上代金を相殺するより仕方がなかった。

この5万5400円の内、村井茂兵衛の盛岡藩よりの外債「分借金」は1万1108円であった。そして、大蔵省は、この村井茂兵衛の外債「分借金」1万1108円に、更に1万円及び1万5000円を「借入金」として付け加え、総計3万6000円の即時上納を村井茂兵衛に命じたのであった。

しかし、村井茂兵衛の内債分2万5000円を盛岡藩よりの「借入金」とした大蔵省の認定は川井清藏の虚偽によるものであり、実際は「借入金」ではなく「貸付金」であったので、大蔵省は「多収」した2万5000円を村井茂兵衛に還付することになったのは、前述の通りである。

また、村井茂兵衛の盛岡藩への「貸付金」（銅代）は1万342円であるが、この間、盛岡藩から村井茂兵衛へ4975円が返済されているので、差引5367円が村井茂兵衛の盛岡藩への「貸付金」ということになるのであった。

そこで、村井茂兵衛総代理人沢田忠兵衛は、1877（明治10）年9月19日、大蔵卿大隈重信に、次の願書を提出した¹³⁸⁾。

尾去沢銅山附属品類御買上ケ差引残金御下ケ渡シ願

岩手県陸中国岩手郡盛岡紺屋町平民村井茂兵衛出店東京第一大区十四小区小網町二丁目拾三番地寄留雇人沢田忠兵衛奉歎願候前書村井茂兵衛義ハ先年来旧盛岡藩用達相務罷在明治二年大阪ニ於テ英国人オールトヨリ旧藩江借入金ノ内拾式万四千四百式拾七円五拾銭相預リ呉候様頼談在之翌午年六月半金相収メ同十二月皆済ノ約定ニ在之所同藩都合ノ趣ヲ以期限前類ニ催促ヲ受無抛種々才覚ヲ以テ拾壹万三千三百拾八円六拾七銭三厘五毛追々相収メ残金壹万千百八円八拾式銭六厘五毛未納高ニ相成居候所別口壹万円并壹万五千円之ニタ口 刑事御裁判ノ節分借ニ非ル旨ヲ以御下ケ金相成候分 ヲ合シ都合三万六千八百八拾

138) 同上。

式錢六厘五毛ヲ外国人ヨリノ分借ト御見做相成旧判理御局ニ於テ嚴重御督促ヲ蒙リ素ヨリ分借ニ非サル理由種々上申仕候得共更ニ御採用無之其前ヨリ茂兵衛身代ハ御封印御取締相成居如何共金策方法無之年賦上納ノ義等再三相願候得共御聞届無之唯一時上納ノ御督促ヲ受ケ進退維谷之場合御掛リ川村選殿ヨリ尾去沢鉦山返上致シ其代価ノ内ヲ以相償候様御諭有之且代価ノ義モ御尋在之候故旧藩ヨリ引受候節八拾貳万四千八百円ノ旨言上候所猶代償見込モ書加へ返上山願書可差出旨ノ御説諭有之前書ノ通金円理由モ相違仕且返上山ハ万々志願ニ無之候得共私ヨリ申上候廉ハ一モ御採用無之此上如何様ノ御所分可被仰付哉モ難計場合ニ付不得止川村選殿御諭ノ通り願書則別紙第壹号ノ通相認メ代償拾貳万四千八百円モ書加差出候所願ノ趣御聞届相成候旨別紙第二号ノ通御達有之則拾貳万四千八百円ノ内ニテ三万六千八百八拾貳錢六厘五毛其外江刺県米代并ニ為換会社拜借金共合シ金壹万九千貳百九拾壹円拾七錢三厘五毛ヲ引去リ残金六万九千四百円ハ御下ケ渡可有之筈ノ所如何ノ都合ニ被為在候哉今以テ御下ケ金無之実ハ近年来御用途御多端ノ折柄ニ付態ト差控御沙汰相待罷在候得共茂兵衛方ニ於テモ追々疲弊仕諸方借財方ヨリモ被相迫必至ノ場合ニ付無拋不省恐前段御催促申上候間至急御下ケ金被成下度奉願候

一右尾去沢鉦山茂兵衛方ニ於テ稼中旧盛岡藩江別紙第三号計算書ノ通荒銅壳渡有之右代価五千三百六拾七円五拾錢相滞居右ハ前書預リ金拾貳万四千四百二拾七円五拾錢ノ内ニテ差引可致旨別紙第四号ノ通旧藩會計掛川井清蔵ヨリ約定有之右預リ金決算ノ節則判理局御調ノ際残金壹万一千八百八拾貳錢六厘五毛ノ内ニテ進退可被成下筈ニ付御掛川村選殿江再三申上相願候得共何ノ故モナク御採用不被成下其俟延々相成居是又前同様差控罷在候得共不得止歎願仕候間前条金高ト合シ七万四千七百六拾七円五拾錢至急御下ケ金被成下度奉願候也

明治十年九月

村井茂兵衛総理代人
沢田忠兵衛印

大蔵卿大隈重信 殿

別紙第1号とは、本稿「5 村井茂兵衛の債務」で触れたところの、1872年3月21日（明治5年2月13日）に、沢田忠兵衛名義で大蔵省判理局に提出した願書と同一のもので、ここでは省略する。

別紙第2号は、第1号の願を聞き届けるという内容のものである。

別紙第3号は、前述のように、村井茂兵衛の盛岡藩への「貸付金」（銅代）は1万342円であるが、この間、盛岡藩から村井茂兵衛へ4975円が返済されているので、差引5367円が村井茂兵衛の盛岡藩への「貸付金」となっていることを計算したものである。

別紙第4号は、盛岡藩吏川井清蔵が、「1月18日」付で村井茂兵衛に約定したもので、「銅代差引残金五千三百六拾七両貳分」があることを証するものである。

更に、1878（明治11）年2月12日、沢田忠兵衛より、以下の願書が大蔵卿大隈重信に出された¹³⁹⁾。

岩手県陸中国岩手郡
盛岡紺屋町平民村井茂兵衛
総理代人

東京第一大区拾四小区
小網町貳丁目拾三番地
寄留

沢田忠兵衛印

右奉申上候村井茂兵衛義尾去沢銅山稼業中旧盛岡藩江荒銅売上代価滞

139) 同上。

ノ分五千三百六拾七円五拾銭御下渡ノ義昨明治十年九月十九日奉願候
処右売上候節ノ受取証書類差出候ハ、猶御詮議可被成下旨御指令相成
難有奉存候即右荒銅相収メ候節ノ受取証書写三通差出候間先般差出候
計算書及川井清蔵ノ書面ニ御参照被成下急速御下ケ金被成下度奉願上
候也

右

明治十一年二月十二日

沢田忠兵衛印

すなわち、9月19日の沢田忠兵衛の荒銅代価下付の願に対して、大蔵省は、荒銅売上の受取証書類を差し出せば、なお詮議の余地もあると指令していたことが知られる。

この件につき川井清蔵は、大蔵省の尋問に、次のように答えている¹⁴⁰⁾。

岩手県下商人村井茂兵衛ヨリ荒銅買取候事件御尋問ニ付御答書

一

村井茂兵衛

右ハ大阪表ニ於テ盛岡県産物商社設立之節主宰ニ相立候者ニ御坐候事

一

鍵屋 清吉

右ハ村井茂兵衛大阪江出店致候名前ニ御坐候事

一

七兵衛

右ハ村井茂兵衛手代ノ者ニ御坐候事

一

神戸松尾町 松屋伝吉

右ハ神戸ニ於テ盛岡県産物商社用達申付候者ニ御坐候事

一大阪表盛岡県産物商社ニ於テ独乙商人ライスヘンケイ并英商人クレイヨリ借入金ノ節右返済方荒銅相渡右代価ヲ以元利返済ノ致約定候付クレイ江相渡候式百箇此斤数千五百斤百斤ニ付金拾四円買代価式千百円ヘンケイ江相渡候荒銅七百八拾五箇此斤数万八千八百七拾

140) 同上。

五斤百斤ニ付同断代価八千貳百四拾貳円五拾錢ニテ村井茂兵衛ヨリ
買取申候事

一クレイ江相渡候貳百箇ハ明治三年十一月村井茂兵衛ヨリ松屋伝吉江
差廻同人ヨリクレイ江相渡候事

一ライスヘンケイ江相渡候七百八拾五箇ハ茂兵衛手元不都合有之一時
融通ノ為メ右荒銅兼テ外方江預ケ金融致居候処盛岡県産物商社ヨリ
ライスヘンケイ江渡銅差急キ候為メ茂兵衛江致頼談右預ケ銅為受出
松屋伝吉江相廻ライスヘンケイ江相渡候事

一茂兵衛手代七兵衛儀伝吉江荒銅差廻候節致宰領神戸江罷越伝吉ヨリ
荒銅請取書持帰り候付荒銅二口ニテ九百八拾五箇代価壹万三百四拾
貳円五拾錢ノ証書茂兵衛江差入可申候処利子等ノ応対モ相済不申且
繁雜ノ為メ伝吉ヨリノ請取書一先七兵衛ヲ以茂兵衛江相渡追テ利足
相定候上借入証書相渡候心得ニテ追テ始末方取計候迄御預リ置可被
成ト申入候義ニ御坐候事

一右荒銅代壹万三百四拾貳円五拾錢之内四千九百七拾七円五拾錢ハ兼
テ茂兵衛江相払残金五千三百六拾五円ハ茂兵衛江預ケ金拾貳
万四千四百貳拾七円五拾錢ノ内ヨリ相払計算相済申候旧盛岡藩負債
ハ別紙差引書之通壹万貳千五百拾九兩壹分貳朱ト三百九拾九文大藏
省ヨリ村井茂兵衛江御下ケ金可相成金高ニ御坐候事

右之通相違無御坐候此段御答申上候

第四大区四小区

堂島北町拾九番地住

明治十一年五月四日

士族 川井清蔵印

この川井清蔵の尋問「御答書」には、以下の付箋がついていて、村井茂兵衛の荒銅代価売上残金請求高5367円50銭が、大蔵省国債局の調と合致していたことが知られる¹⁴¹⁾。

荒銅代価下渡残金村井茂兵衛請求高ハ五千三百六拾七円五拾銭ト相成
式円五拾銭ノ差違有之候得共請求ノ金員国債局取調ノ員数ト符号致候
ニ付之ヲ正確ト認候事 岩下印

かくして、大蔵卿大隈重信は、太政大臣三条実美へ村井茂兵衛請求の荒銅代価下付願について、1878（明治11）年7月5日、以下のように伺を提出した¹⁴²⁾。

岩手県平民村井茂兵衛ヨリ旧盛岡藩へ売上ケ候荒銅代価下付可致儀ニ付伺

岩手県下平民村井茂兵衛総代理^{ママ}代理人沢田忠兵衛ヨリ別紙出願ノ趣第一項全県下尾去沢銅山附属品買上代金差引不足ノ件ハ旧盛岡藩外国債分借ノ処分ニ関シ事理頗ル紛錯ニ涉リ調理上多少ノ困難有之候処当省旧判理局於テ担当処分ノ末遂ニ右分借未納金壹万千八百八拾貳銭六厘五毛ト旧江刺県及三陸商社へ係ル負債トヲ合シ金三万四百円六銭貳厘八毛ニ対シ右銅山附属品悉皆返上ノ手續ニ相連ヒ事全ク局ヲ結ヒ居候儀ニ付今日ニ至リ最初旧盛岡藩ヨリ譲受ケ候節ノ代価ヲ援拠シ差引計算ヲ要スルノ条理素ヨリ無之ニ付右ハ断然難聞届旨及指令置候得共第二項荒銅売上代価之儀ハ本人申立ノ通當時右事件処分ノ際差引漏相成居候ニ相違無之抑此遺漏ヲ生スル所以ノモノハ全ク別紙負債調書ノ内朱点三廉ノ払入レ高合セ三万七千六百拾貳円貳拾三銭五毛ノ金額該藩再立前後ノ区分取舍ヲ異ニスルニ原因シ元来該藩ニ於テハ再立後午年ニ至ル迄ハ村井茂兵衛ニ関スル新債無之ニ付該金額ハ戊辰十二月以前ノ負債ニ対シ入金セン事相違無之候処其払入ノ月日再立後ニ係ルヲ以旧判理局ニ於テ処分ノ際少シク疎漏ニ涉リ独リ其月日ニ依拠シ再立後

141) 同上。

142) 同上。

ノ分ニ算入セシニ付荒銅代価ハ外債分借金ノ外ニ於テ既ニ差引相立候
姿ト相成今日迄渡漏相成居候事実判然致候ニ付テハ右代価五千三百六
拾七円五十銭ハ十年度予備金ノ内ヲ以願之通此度下付候様致度為御見
合別紙荒銅受取證書并川井清蔵ヨリ差出候書面共相添此段相伺候也
明治十一年七月五日

大蔵卿大隈重信

太政大臣三条実美 殿

この伺より、前年9月19日の村井茂兵衛総代理人沢田忠兵衛よりの願にある第1項の「尾去沢銅山附属品買上代価不足代金差引ノ件」は、村井茂兵衛が盛岡藩より尾去沢銅山を取得した金額を「援拠」して差引計算をする「条理」はないのであり、「事全ク局ヲ結」んでいるという理由から、聞き届けられないという指令が下っていたことが知られる。

それで、沢田忠兵衛は、改めて上述の1878（明治11）年2月12日、荒銅代価不足金下付願を提出していた訳なのであった。

この荒銅売上代価差引不足金5367円50銭については、盛岡藩再立前後の計算の誤りによって生じたものであって、「渡漏相成居候事実」が判然とした、ついでには、大蔵省としては、「明治十年度予備金」の内から、村井茂兵衛へ該金額を還付したいという伺となったのであった。

ちなみに、1878（明治11）年7月16日、大蔵省大書記官国債局長郷純造は、太政官調査局宛に、「尾去沢銅山附属品買上代価不足代金差引ノ件」についての補足説明を行っているのであった¹⁴³⁾。

去ル十一日主任へ御談示相成候岩手県下尾去沢銅山付属品買上之義最前聞届之指令ニ及ヒ候ニ付而ハ其間種々ノ情実有之遂ニ右銅山臨讓受人岡田平蔵ナルモノト村井茂兵衛ノ間ニ於而相對示談ヲ遂ケ別紙甲号

143) 同上。

之通双方ヨリ届出之趣ニ依リ指令ニ及ヒ候儀ニ而壬申二月十三日付之願旨ヲ採納シ旧盛岡藩ヨリ引受候節ノ代価ト申立候拾貳万余円之金額ト差引之義ヲ聞届候義ニハ決シ而無之該指令ノ文意ハ少シク尽サ、ル所も有之候へ共外債分借金未納高ト他ノ江刺県并三陸商社へ係ル負債高二対シ銅山付属品悉皆買上之義ヲ聞届タル主意ナルヲハ本人素ヨリ承諾之義ニ有之其證ハ則別紙乙号之書面ニテ瞭然ニ付右書類御参照之上其理否之帰スル所御了悉有之度候也

明治十一年七月十六日

郷大蔵大書記官

太政官調査局 御中

追伸主任へ御談示之趣ニ依リ別紙差引計算書ヲモ御送付候也

村井茂兵衛から、大蔵省への未納高を尾去沢銅山付属品一切買上代金で補いたいという1872年3月21日(明治5年2月13日)の願意を聞き届けた文意は、岡田平蔵と村井茂兵衛の相對示談の届(別紙甲号)を受けて、「少シク尽サ、ル所」もないではないが、外債分借金未納高と、旧江刺県・三陸商社への負債高を併せ、尾去沢銅山付属品一切買上代金とする「主意」であって、そのことは村井茂兵衛本人も素より承諾していた(別紙乙号)ことであるという補足説明なのであった。

この補足説明を受けた太政官調査局は、7月25日、以下のように判断し指令案を添えて、正院の「高裁」を仰いだ¹⁴⁴⁾。

別紙大蔵省伺岩手県平民村井茂兵衛ヨリ同県下尾去沢銅山附属品買上代差引不足金請求并同人ヨリ旧盛岡藩へ売上ケ荒銅代価下付ノ儀共取調候処左ノ通

一尾去沢銅山附属品買上代差引残金請求ノ件村井茂兵衛歎願ノ趣ハ旧盛岡藩外国負債ノ内茂兵衛分借金拾貳万円余ノ内返納金ヲ引去外ニ

144) 同上。

旧江刺県米代并三陸商社へ係ル負債金ヲ合セ金五万五千四百円上納方差支候ニ付同人従前受負居候尾去沢銅山稼差止メ右附属品一切御買上ケノ上右代価 最前南部家ヨリ銅山ヲ引受候節ノ代価拾貳万四千八百円程ト有之 ノ内ヲ以前書ノ金額返償致度旨壬申年中及出願候処大蔵省ノ指令ニ曰ク

旧盛岡藩外国負債ノ内分借金返納相滞候ニ付従前受負罷在陸中国尾去沢鉦山稼差止メ右附属品一切御買上其代価ノ内ヲ以テ補ヒ度願ノ趣無擧次第二付聞届候事 壬申三月

右ニ付銅山附属品御買上代価壹拾貳万四千円余ノ内前書未納金差引残額六万九千四百円御下金被下度旨ニ有之然ルニ大蔵省伺面ニハ前書分借未納金ト旧江刺県及三陸商社へ係ル負債ヲ合セ金三万四百円余 最前村井茂兵衛願書金高ノ内金貳万五千円ハ此負債ニ関係ナキヲ以テ裁判ノ上下ケ金相成候分ヲ引去候ニ付如此ニ対シ銅山付属品悉皆返上ノ手續ニ相運ヒ事全ク局ヲ結ヒ居候儀ニ付今日ニ至最初旧盛岡藩ヨリ譲受候節ノ代価ヲ援擧シ差引計算ヲ要スル条理素ヨリ無之ニ付断然難聞届旨及指令候趣ニ候処前書壬申年中茂兵衛願書并大蔵省指令文中ニハ右様ノ趣旨不相見候ニ付主任へ尋問候処参照書類相添別紙ノ通申越右ノ内茂兵衛ヨリ再ヒ銅山稼方委任ノ儀及出願々意難聞届旨ヲ以下戻相成候書面中尾去沢銅山附属品マテ金五万五千四百円ノ見込ヲ以テ返上云々ト有之之ニ因テ見ルトキハ全ク壬申年中指令ノ文意足ラサル儀ニテ其実銅山付属品ヲ以テ未納金額ニ充テ買上聞届相成候儀ト相見候間該省申出ノ通御聞置相成可然歟

一荒銅売上代償ノ儀ハ同省具陳ノ通最前処分ノ節遺漏相成候儀ニ付右金額五千三百六拾七円五拾錢御下付相成可然哉

右趣旨ヲ以テ御指令按取調仰高裁候也

御指令按

伺ノ趣聞届候事

調査局の判断では、大蔵省の伺の通りとすることでよいように思われるというものであった。

ところで、村井茂兵衛総代理人沢田忠兵衛より出願の「尾去沢銅山附属品買上代金差引不足ノ件」を聞き届けなかった理由として挙げられている「旧盛岡藩ヨリ譲受候節ノ代価ヲ援拠シ差引計算ヲ要スル条理素ヨリ無之」というのは、どういうことを意味していたのであろうか。

尾去沢銅山附属品買上の願を出した村井茂兵衛の側と、その願を聞き届けた大蔵省の側とでは、「買上」の認識が異なっているところに問題があったように思われる。

すなわち、1872年3月21日(明治5年2月13日)に「買上」願を出した村井茂兵衛の側では、「買上」は、未納金5万5千400円を買上代金の内から支払うが、もともと銅山は盛岡藩から12万4800円で譲り受けたものであるから、差引買上代価残金は6万9400円となると認識していた。一方、1872年3月(明治5年2月)に「買上」願を聞き届けた大蔵省の側では、「買上」は、未納金5万5400円を銅山買上代価で「相殺」する願であると認識していたのである。

しかし、この「買上」願を聞き届けた「文」には、「旧盛岡藩外国負債ノ内分借金返納相滞候ニ付従前受負罷在候陸中国尾去沢鉦山稼差止メ右附属品一切御買上其代価ノ内ヲ以テ補ヒ度願ノ趣無拠次第ニ付聞届候事」とあって、如何にも村井茂兵衛の側の「買上」についての認識を受け入れたと理解されかねない「文」となっていたのである。

そこで、大蔵省は、この「文」の「主意」は、「少シク尽サ、ル所」もないではないが、「壬申年中指令ノ文意足ラサル儀ニテ其实銅山付属品ヲ以テ未納金額ニ充テ売上金額ヲ買上聞届相成候儀ト相見候」というように、それは尾去沢銅山付属品一切買上代金を未納金に充てる「主意」であって、そのことは村井茂兵衛本人も素より承認していたことであるという補足説明をせざるを得なかったのであった。

かくして、太政官正院は、太政官調査局の指令案の通り、1878(明治11)

年8月10日、村井茂兵衛総代理人沢田忠兵衛より出願の「尾去沢銅山附属品買上代金差引不足ノ件」は聞き届けず、荒銅売上代価支払不足金5367円50銭を村井茂兵衛に下付するという大蔵卿大隈重信の伺を、決裁したのであった。

結局、旧盛岡藩吏川井清蔵や大蔵省官吏川村選・北代正臣・井上馨等関係者が処罰されたとはいえ、村井茂兵衛としては、12万4800円で手に入れた尾去沢銅山を、3万400円（未納金5万5400円の内2万5000円は還付されたので差引金額）で、止むなく手放さざるを得ないことになったと言えよう。

東京上等裁判所の判決では、尾去沢銅山の「官没」自体の是非については一切言及することなく、一件を終了させたため、5代目村井茂兵衛の側では、どうしても不満が残り、尾去沢銅山を諦めることはできなかった。

そこで、5代目村井茂兵衛は、尾去沢銅山を取り戻すため、1879（明治11）年4月29日、東京上等裁判所に出訴するとともに、代言人の松尾清次郎にこの件を依頼した。しかし、松尾清次郎の意見では、尾去沢銅山は、既にその所有権が鉱山会社に移っていて、取り戻すのは困難である、それよりも大蔵省へ賠償金の請求する方がよいというものであった。賠償金額は、4代目村井茂兵衛が盛岡藩から尾去沢銅山を12万4800円で経営権を手したが、大蔵省から2万5000円の還付を受けているので差引10万円と見立て、この残額10万円を大蔵省に請求するという訴訟を、1879（明治12）年4月29日、東京上等裁判所に提起したのであった¹⁴⁵⁾。

裁判にあたり、原告代言人の松尾清次郎は、以下のように、井上馨・渋沢栄一を証人として訊問することを申請した¹⁴⁶⁾。

引合人御喚徴願

麻布区靈南坂町一番地

145) 前掲、『法窓秘聞』、212頁。

146) 同上、212頁～214頁。

山口県士族 井上馨

深川区深川清住町四番地

東京府平民 渋沢栄一

尾去沢銅山一件ニ付大蔵卿ニ係ル指令不服詞訟ニ対シ前書兩名引合人トシテ当裁判所へ御喚徴被下度尤本訴ニ付該兩名ノ申供ヲ要スルモノハ明治八年中刑事審問ノ際井上馨ガ甘結シタル口供中

第一、公債ニ可相立分ハ各債主へ償却致シ其中人民ヨリ可取立分ハ各自談判ヲ遂ゲ夫々上納為致候筈ニ御評決相成依テ大蔵省中ニ判理局ヲ設ケ云々トアルニ銅山返上附属品買上ノ手續該開局ノ主儀ニ依ラサリシ事由

第二、回議案（三月二日）其外精算書等聊カ間然スヘキ儀モ有之間敷ト思量シ容易ク捺印セシモノトスルモ苟モ捺印シテ之ヲ実施セサリシ事由

第三、尾去沢銅山返上附属品一切御買上右代価ノ内ヲ以テ上納金ニ充度願ノ旨聞置候末右銅山ニ係ル負債共都合五万五千四百円ヲ以テ差出候云々トアリ夫願之旨聞置（原告第一二号證）候末右銅山ニ係ル負債共都合五万五千四百円（義務ノ交換金）云々トノ主意ニ依ルモ被告甲号證ハ決シテ原告第一二号證ニ関係ナキコト

第四、後日苦情等可申出筈無之儀ト心得罷在候得共全体後證トモ可相成書面取置可申之処其儀無之云々自分ニ於テモ到底不行届ノ儀ハ難免候云々トアリ五万五千四百円ヲ以テ後日苦情等可申出儀ト一己ニ心得ラレシ事由及ヒ不行届ト思惟セラレシハ裁判官ノ糺問ヲ受ケテ後チ然ルカ且受ケザル以前ニ於テ解職後銅山ニ関係ノ有無

第五、本訴原被ニ於テ該口供ノ文詞ニ付互ニ所論アルコト

以上ハ啻ニ井上馨ガ口供ニ就テノ要目タリ其他同人ニ於テ壬申六月十二日小野義^マ臣座前へ罷越サレ岡田平藏ノ事情ヲ具陳シテ回議ヲ出スコトヲ附托セラレシ事由及ヒ此数多本訴ニ付更ニ同人ノ申供ヲ要スルノ廉アリ又渋沢栄一ガ供呈セシ拝答書ニ通アリテ一ハ（明治八年九月

五日付ニテ被告番外第三号證）一ハ（明治八年九月十四日付ニテ原告第二号證）トス此兩證何レガ真正ノ申立ナルヤ第一ノ申供ヲ俟テ之ヲ確定シ其確定ヲ終タル上其書面ニ付尚同人ノ陳述ヲ要ス可キハ勿論ニテ到底右兩名之證書ヲ求ムル本訴ニ付欠クヘカラサル重大主要ノ事ナレハ当裁判所ニ御召喚被下度此段奉願上候也

明治十三年八月二十六日 麴町区有楽町三丁目一番地
松尾清治郎

東京上等裁判所判事 西潟納殿

この松尾清次郎の証人申請に対し、判事西潟納は、原告自ら証人を連れて来るなら格別、裁判所としては訊問の必要性を認めなかった。

そこで、代言人松尾清次郎は、以下のような書翰を井上馨に出した¹⁴⁷⁾。

拜啓陳バ岩手県陸中国尾去沢銅山一件ニ付大蔵省ノ指令ヲ不相当トシ
曩キニ該山林所有者タリシ村井茂兵衛總理代人沢田忠兵衛ヨリ同省ヲ
被告トシ明治十二年四月二十九日東京上等裁判所へ及出訴タリ依テ同
裁判所ハ被告者召喚セラレ爾來幾數回ノ對審アリシニ明治九年九月中
尾去沢一件ニ付貴下^{マダ}東京上等裁判所ノ推問ニ応ジ供呈セラレタル拜
答書ハ本訴主要ノ證拠ニ列シ對審屢々茲ニ及ベリ然ルニ其拜答書中ニ
付原被兩造間所存ヲ異ニスルヲ以テ自然事實ヲ證明スルニ齟齬ヲ生ス
レハ親シク貴下ノ證言ヲ要スルニ依リ裁庁ヨリ御召喚アランコトヲ請
願セシニ判官ハ原告ニ於テ己ノ利益トナル證言ヲ為スモノトセハ原告
自ラ之レヲ召連レ出廷ス可シ云々申渡サレタリ故ニ原告代理人ハ貴下
ニ悞願ス來ル二十三日日本訴出廷ノ期日ナレハ同日午前第八時東京上等
裁判所へ御出席有之曩キニ供呈セラレタル拜答書ノ委曲及ヒ其事實ヲ
詳細證言アラン事ヲ是レ原告カ単ニ悞願スル所ナリ若シ貴下ニ於テ御

147) 同上，215頁。

出席難相成事情有之候得バ相当ノ代理者ヲシテ出席セシメラル、モ大ナル指支ハアラザル可シ何レニモ早急御廻報仰グ所ニ有之候 拜具

裁判で数回の対審が行われる中で提出された井上馨の「拝答書」の内容は不明であるが、恐らくは1875（明治8）年10月20日に井上馨が捺印した口供書の域を出るものではなかったと推測される。

折しも、井上馨は外務卿になっており、条約改正問題に取り組もうとしていた時期でもあり、出廷など出来るかと強気の構えで、出廷はしなかったのであった。

松尾清次郎の小伝は、この件について、次のように伝えている¹⁴⁸⁾。

君彼ノ有名ナル尾猿沢銅山ニ係ル訴訟ノ依頼ヲ受ケ当時ノ大藏卿大隈氏ヲ被告トシテ屢々公庭ニ対審セシガ之ニ関係アリタル貴顕某氏ヲ証人トシテ裁判所ニ召喚セラレシコトヲ請求セシモ之ヲ採用セラレザリシヨリ君代理人ノ資格ヲ以テ直ニ書ヲ某氏ニ送テ照会スル所アリ君ハ右事件ニ付己ノ意見ヲ充分ニ貫徹セントセシモ当時道理ノアル処右事件ハ裁判上終ニ君ガ敗訴ニ帰シタリ亦扨ナキ次第ナリ

文中の「某氏」が井上馨であることは明白であろう。当時は「勘解」（調停）という手段があり、同じく代理人の松田秀雄（後の東京市長）が芝の巴町区裁判所に「勘解」を申し出たのであるが、井上馨はどうしても出廷しないから、結局、裁判は5代目村井茂兵衛の敗訴となったのであった。

敗訴という一応の決着をみてから10年以上が経過した1894（明治27）年5月4日、5代目村井茂兵衛は、尾去沢銅山を取り戻したいという4代目村井茂兵衛の遺志を忘れ難く、「政府ノ銅山不当処分ニ関スル請願」を衆議院議長楠本正隆に提出した、しかし、此の請願は議会が解散されたこと

148) 原口令成『高名代理人列伝』、1886年、105頁～106頁。

もあり、審議されることはなかった。

それで更に、5代目村井茂兵衛は、1897（明治30）年2月18日、今度は「藩債処分違算金下附請願」を衆議院議長鳩山和夫に提出したが、この請願も審議されることなく、その目的を果たすことは出来なかったのである。

尾去沢銅山は岡田平蔵に払い下げられたが、岡田平蔵が不可解な「怪死」を遂げた後、その子岡田平馬は1877（明治10）年に鉱山会社に組織を改め、自ら頭取となり、阿部潜在副頭取となって、事業を継続していった。

しかし、銅価の下落などもあり、次第に経営も困難となり、岡田平馬も1885（明治18）年に病没した。そのため、阿部潜在頭取となったが、銅山主任等との間で刑事問題が発生し紛争が起こった。すなわち、阿部潜在近隣の鉱山主と謀り合同を策しつつあったが、岡田平馬の子である岡田平太等と阿部潜在に斥けられた銅山旧主任等が銅山を三菱に売却したので、阿部潜在等との間で訴訟となり、旧主任等19人は投獄されたのであった。

そして、大隈重信や黒田清隆等の斡旋もあって、1887（明治20）年10月、銅山売却代金並びに損害金役員解雇手当等を阿部潜在側に支払うことで事件は解決し、銅山所有権は完全に三菱の手に帰することとなったのであった¹⁴⁹⁾。

おわりに

封建領主制下における支配階級と被支配階級との関係は、「泣く子と地頭には勝てぬ」という鎌倉期に由来する諺が示しているように、支配階級である武士層が被支配階級である庶民・農工商層の生殺与奪の絶対的支配権を持つというものであった。

幕藩体制が動揺し崩壊へと向かっていたとはいえ、なお形式的には「お上」の権威は維持されなければならなかった。盛岡藩もその例にもれず、

149) 前掲、『法窓秘聞』、217頁。

盛岡藩の貸借関係では「奉内借」という文言を用いるのが慣習となっていたのであり、実際には盛岡藩の「借入」であるにも関わらず、証文上は「貸付」という真逆の形式をとっていた。

尾去沢銅山事件の場合、被害者である村井茂兵衛も「奉内借」という文言を楯にとられ、所有する尾去沢銅山を失うことになったのである。

結果的には、裁判で「貸付」であったことが認められたにせよ、盛岡藩屈指の豪商であった村井茂兵衛が零落する発端となったのが尾去沢銅山事件であったと言える。

一地方藩吏の虚偽の申立を根拠に、中央の大蔵省官吏が強引に「威迫」をもって、村井茂兵衛の尾去沢銅山を「官没」したところに、公権力たる「官権」の「絶対性」・「無謬性」が示されているとも言えよう。

公私混同が当たり前の封建制の時代から、近代の「契約」観念に基づく対等性・平等性が謳われてくる狭間で発生した事件であったのである。

法の執行における公平性が担保されなければならない罪刑法定主義などの刑事法の諸原則がまだ確立されていない近代法体制形成期の「新律綱領」・「改定律例」に基づいて裁かれる「官員」の犯罪と言えるであろうし、それゆえに権力行使の正当性に対する信頼が失われた事件であったとも言える。

この尾去沢銅山事件について、世間は当初から疑惑の目を向けていたが、報道は、判決内容を掲載こそすれ、あからさまに批判的な論評を加えてはいない。

この事件を客観的に取り上げ、井上馨が私利を図るため尾去沢銅山を「強奪」したとする論評など、明治の疑獄事件ではないかという見方が数多く出てくるのは、概ね大正期以降になってからのことであった。

井上馨の伝記である『世外井上公伝』は「冤罪」であると主張するが、現代においても、事件に絡む井上馨の評価はあまりよくない。汚職・疑獄に関与した人物として、井上馨の名が挙げられることが多いのである。

ともあれ、井上馨等大蔵省官吏の刑事責任追及が中途で曖昧のまま終了

したのは、行政権からの司法権の自立・独立をめざした過渡期に事件が発生したところに、その限界があったとも言えるであろうし、近世から近代への変革期になお見られる不条理かつ不当・不公平な正義に反する結末をもたらした事件であったとも言えるのである。

（本学名誉教授）